

## 第13章 環境保全

### 1 基本的責務

事業者は、開発事業により自然環境、生活環境および文化環境の保全に支障をきたすことのないよう、草津市の良好な環境保全条例（昭和 53 年草津市条例第 26 号）その他関係法令を遵守し、必要な措置を講じなければならない。また、草津市環境にやさしい開発行為等推進要綱（平成 10 年草津市告示第 84 号）に基づき、環境に配慮した開発行為等となるよう努めなければならない。

### 2 新エネルギーの活用

事業者は、積極的に新エネルギーの活用を図り、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

### 3 自然地の保護

- (1) 事業者は、開発区域内に山林等緑地がある場合は、市長の指導を受け、開発区域およびその周辺の地域における環境を保全するため、良好な樹林地を緑地または公園として保存し、整備するよう計画するものとする。
- (2) 事業者は、開発区域が自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する公園、都市計画法に規定する風致地区、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に規定する保安林、草津市の良好な環境保全条例に規定する自然環境保全地区等自然地の保全を目的とした指定地域内およびこれらに隣接する地域にある場合は、市長および関係機関の指導を受け、特に開発事業により生じた法面には樹木の植栽等により、風致を損わないようにしなければならない。

### 4 緑地の推進

- (1) 事業者は、良好な環境の保全を図るため、第 2 次草津市みどりの基本計画（平成 30 年 8 月改訂版）に基づき、技術基準により、開発区域内およびこれに関連する区域の緑化に努めなければならない。
- (2) 事業者は、市長が必要と認める場合は、開発区域内の土地について都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地協定を締結するものとする。

### 5 建築協定

事業者は、開発事業の目的が住宅地の場合は、住宅地としての良好な環境の確保を図るため、建築基準法第 69 条または第 76 条の 3 の規定に基づく建築協定の締結に努めなければならない。

### 6 景観形成の推進

事業者は、良好な景観の保全および創出を図るため、草津市景観計画（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき開発区域内およびこれに関連する区域の景観形成に努めなければならない。

## 7 公害等の防止

- (1) 事業者は、開発事業の目的が工場等の場合は、工場等の事業内容、予定建築物の規模、作業工程等を報告し、公害防止に係る事項について、市長と協議しなければならない。
- (2) 事業者は、開発事業に伴い発生する汚濁水、騒音、振動、粉じん等の防止対策および地下水を利用する場合等の対策について、あらかじめ市長および関係機関と協議し、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、関係事業に伴い発生するテレビ等の電波障害および電波伝搬路の障害を未然に防止するため、あらかじめ関係機関と協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

## 8 災害防止および道路交通対策

- (1) 事業者は、工事に伴う近隣住民および家屋等の災害防止に万全を期さなければならない。
- (2) 事業者は、開発事業を行う場合においては、工事に伴う資材等の搬入出について歩行者、通行車両、周辺家屋等の安全を図るため、事前に交通安全および道路汚損防止を目的とした運搬計画を作成し、その経路周辺の住民に十分説明を行うとともに、道路管理者および所轄警察署長その他関係機関と協議のうえ、その指示に従い工事に着手するものとする。
  - ① 開発面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為については、工事着手前に運搬計画を作成し、経路周辺の住民への説明した経過および関係部署への協議経過等を併せて、道路管理者へ提出するものとする。
  - ② 経路周辺の住民とは、開発工事に伴う車両が通過する道路（開発事業区域から幹線道路（国道、県道、都市計画道路）に接続するまでの間に限る。）に接する地区の町内会長等とする。

## 9 農林水産業対策

- (1) 事業者は、開発事業により排水等でかんがい用水に支障を及ぼし、または水質の汚染等により農林水産業に悪影響を与えるおそれがある場合は、これらを未然に防止するため市長および関係機関と協議のうえ必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、開発の予定地が農地法の適用を受ける土地である場合は、農業委員会と協議しなければならない。
- (3) 事業者は、開発の予定地が農業振興地域の整備に関する法律の適用を受ける土地である場合は、農林水産課と協議しなければならない。
- (4) 事業者は、開発の予定地で伐採を行う場合、土砂の流出や崩壊等が発生しないよう未然に防止するため、市長および関係機関と協議のうえ必要な措置を講じなければならない。

## 10 福祉環境および安全対策

- (1) 事業者は、開発事業を行う場合は、福祉環境対策についてだれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）および草津市の良好な環境保全条例に基づき、事前に市長および関係機関と協議のうえ必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号）に基づき、事前に市長と協議のうえ必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- (3) 事業者は、開発事業の目的が共同住宅の場合にあっては、草津市犯罪のない安全なまちづくり条例（平成 19 年草津市条例第 3 号）に基づき、事前に市長と協議のうえ必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 11 文化財の保護

- (1) 事業者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行おうとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。
- (2) 事業者は、埋蔵文化財包蔵地以外で埋蔵文化財が包蔵されているおそれのある土地において開発事業を行う場合についても、事前に教育委員会と協議しなければならない。
- (3) 事業者は、国、県または市の指定した有形文化財および史跡名勝天然記念物が所在する土地およびその周辺地において開発事業を行う場合は、その指定文化財およびその指定文化財と一体となった文化財環境の保全に努めるものとする。
- (4) 事業者は、教育委員会と協議の結果、文化財保護法、草津市文化財保護条例（昭和 53 年草津市条例第 8 号）および草津市埋蔵文化財調査保護要綱（平成 12 年草津市教育委員会告示第 6 号）に基づく埋蔵文化財調査および保存等が必要となった場合には、これに協力しなければならない。この場合において、教育委員会は、これらの調査、保存等に要する経費を事業者に求めることができるものとする。
- (5) 事業者は、前項で規定した土地以外の土地における開発事業に際して、埋蔵文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、速やかに教育委員会に届出を行い、調査、保存等の措置について教育委員会の指導を受け、これに協力しなければならない。